

各 位

会 社 名 ケネディクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 川島 敦
(コード番号 4321 東証第 1 部)
問合せ先 取締役経営企画担当 吉川 泰司
(TEL 03-3519-2530)

2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定及び
2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行中止に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 9 日開催の取締役会において発行を決議した 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日開催の取締役会において発行条件等を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、公募による新株式発行に係る発行価格等の決定に伴い（詳細については、平成 21 年 10 月 13 日付プレスリリース「公募による新株式発行に係る発行価格等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。）、新株式発行による調達資金の見込額が当初の想定を上回る結果となったことを踏まえ、本交換募集における新株予約権付社債の必要発行金額が減少したと判断したことから、2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債については発行しないことといたしました。従いまして、本年 12 月に可能となる既存新株予約権付社債（2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債）の保有者による最大 200 億円の繰上償還請求への対応を目的として実施される交換募集においては、一定の現金と併せて本新株予約権付社債（2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債）のみが、既存新株予約権付社債の保有者に対して交付されることとなります。

当社としては、既存新株予約権付社債の保有者が本交換募集に応じて下さることにより、繰上償還請求がなされる場合と比べて資金流出を抑制することが可能となるため、本交換募集が成立することが、当社の財務の健全性と安定性の強化に資する結果に繋がると考えております。また、平成 21 年 10 月 9 日付プレスリリース「公募による新株式発行、並びに 2012 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の交換募集による発行に関するお知らせ」（以下「平成 21 年 10 月 9 日付プレスリリース」といいます。）にてお知らせしたとおり、本交換募集に対する応募比率（下記 I. 1. に定義します。）が 85 パーセント（最低応募比率）を下回った場合には本交換募集は行われたい旨の前提条件が付されています。上述のとおり、新株式発行による調達見込額が当初想定を上回る結果となりましたが、かかる増加見込分に応じて、既存新株予約権付社債の対価として交付する現金額の割合を引き上げることで既存新株予約権付社債の保有者が本交換募集に応募されることの経済合理性を高める一方、最低応募比率の水準については維持することと致しました。但し、当社は、今後、既存新株予約権付社債の繰上償還請求に対応できると判断した場合には、その裁量により、本交換募

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

集の条件の変更（最低応募比率の引き下げを含みます。）又は本交換募集を中止することがあります。

なお、平成 21 年 10 月 9 日付プレスリリースにおいて定義された用語は、特に明記されたものを除き、本プレスリリースにおいても同様の意味を有するものとします。

記

I. 交換募集に関する事項

1. 買付けの対価

各既存新株予約権付社債（額面金額 1,000 万円）の対価として当社が交付する現金額及び本新株予約権付社債の額面金額合計は、本交換募集の応募比率に応じて、以下の通り決定されることとします。その結果については平成 21 年 10 月 23 日を目処に公表いたします。なお、上記の現金の交付及び本新株予約権付社債の発行は平成 21 年 11 月 9 日に行われます。

応募比率（パーセント表示）	現金額（円）	2012 年満期新株予約権付社債の額面金額合計（円）
100 以下 97.5 以上	9,000,000	1,000,000
97.5 未満 95.0 以上	8,900,000	1,100,000
95.0 未満 92.5 以上	8,900,000	1,100,000
92.5 未満 90.0 以上	8,900,000	1,100,000
90.0 未満 87.5 以上	8,800,000	1,200,000
87.5 未満	8,800,000	1,200,000

「応募比率」とは、(i) 本交換募集に対して応募された既存新株予約権付社債の額面総額、並びに (ii) 当社が交換募集期間中に別途買付けによる取得につき合意する (x) 既存新株予約権付社債額面相当額及び (y) リパッケージ債につき当社が合理的に換算した既存新株予約権付社債額面相当額の合計額を 200 億円で除した割合（パーセント表示）をいいます。

なお、本交換募集において、既存新株予約権付社債の対価として当社が交付する現金総額及び本新株予約権付社債の発行総額は、応募比率に応じて、以下の通りとなります。

応募比率（パーセント表示）	現金総額（百万円）	2012 年満期新株予約権付社債の発行総額（百万円）
100 以下 97.5 以上	18,000.0～17,550.0	2,000.0～1,950.0
97.5 未満 95.0 以上	17,346.1～16,910.0	2,143.9～2,090.0
95.0 未満 92.5 以上	16,901.1～16,465.0	2,088.9～2,035.0
92.5 未満 90.0 以上	16,456.1～16,020.0	2,033.9～1,980.0
90.0 未満 87.5 以上	15,831.2～15,400.0	2,158.8～2,100.0
87.5 未満	～15,391.2	～2,098.8

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

2. 交換募集期間

平成 21 年 10 月 14 日から平成 21 年 10 月 22 日 16 時（いずれもロンドン時間）までとします。但し、日本においては、本新株予約権付社債の募集に係る発行登録追補書類が提出されることを前提としております。

3. 交換募集の手続き

既存新株予約権付社債の保有者を対象とする本交換募集の手続きの詳細は、本新株予約権付社債の募集につき当社が平成 21 年 10 月 9 日に提出した訂正発行登録書の他当社が英文で発行した平成 21 年 10 月 9 日付けエクステンジオファー・メモランダム(Exchange Offer Memorandum)に記載されています。本交換募集のエクステンジ・エージェントは Lucid Issuer Services Limited、ディーラー・マネージャーは UBS Limited が務めております。

II. 本新株予約権付社債の募集に関する事項

1. 本新株予約権付社債券の数量

本新株予約権付社債券の数量は 21,588 枚とします。なお、確定新株予約権付社債券が発行されるまで、本新株予約権付社債の発行総額を表章する包括新株予約権付社債券 1 枚を発行します。また、本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て代替新株予約権付社債券を発行することがあります。

2. 本新株予約権付社債の発行総額（額面金額総額）

2,158,800,000 円並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額とします。

3. 本社債の利率

本社債額面金額に対して年率 2.5%とします。

4. 発行する本新株予約権の総数

21,588 個並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を 100,000 円で除した個数の合計数とします。

5. 当初転換価額

転換価額は、当初 40,020 円とします。

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社新株予約権付社債について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

注1 上記Iに記載の通り、実際に発行される本新株予約権付社債券の数量、本新株予約権付社債の発行総額及び発行する本新株予約権の総数は、本交換募集の応募比率によって決定されます。詳細については平成21年10月23日を目処に決定のうえ公表いたします。

注2 当初転換価額を前提にした本新株予約権付社債の潜在株式数は、その発行総額によって変動しますが、本日現在の転換価額を前提とした既存新株予約権付社債の潜在株式数(54,224株)を上回らない予定です。

(ご参考) 決定日前日(平成21年10月13日)における株価等の状況

イ. 東京証券取引所の株価(終値)	36,450円
ロ. アップ率 $\left[\frac{\text{(転換価額)} - \text{株価(終値)}}{\text{株価(終値)}} \times 100\right]$	9.79%(小数第3位切り捨て)
	(注)

(注) 当初転換価額は、平成21年10月9日付及び平成10月13日付プレスリリースでお知らせしております本新株式募集に係る発行価格(33,350円)に120%を乗じた価額に相当する金額としています。

III. 本件スキーム全体の今後のスケジュール

【本件スキーム全体の今後のスケジュール】

日程	本新株式募集	本交換募集
10月23日(金)		本交換募集の応募期間の終了(ロンドン時間22日(木)16時)、応募比率、本交換募集の成否、交換比率及び本新株予約権付社債の発行金額確定
10月26日(月)	本新株式募集に係る払込み	
11月9日(月)		本新株予約権付社債の発行及び本交換募集の決済

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

〈ご参考〉 2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | | |
|----|--------------------------|--|
| 1. | 本社債の発行総額
(額面金額総額) | 2,158,800,000円並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額 |
| 2. | 各本社債の払込金額 | 本社債額面金額の100%
(各本社債の額面金額100,000円) |
| 3. | 本新株予約権付社債の発行
価格(募集価格) | 本社債額面金額の100% |
| 4. | 発行決議日 | 2009年10月9日 |
| 5. | 本社債の払込期日 | 2009年11月9日 |
| 6. | 本新株予約権の行使期間 | 2009年11月24日から2012年10月26日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)まで |
| 7. | 償還期限 | 2012年11月9日 |

※ 詳細は、平成21年10月9日付プレスリリースをご参照ください。

以 上

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における当社新株予約権付社債についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社新株予約権付社債について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定していません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。